

こちらを医療機関に提示し、医療意見書の作成を指定医に依頼してください。

医療意見書の紙様式の送付の取りやめについて

本市ではこれまで小児慢性特定疾病の患者さんに対し、更新案内と一緒に医療意見書の紙様式を送付しておりましたが、近年、医療機関の電子化が進み、送付した紙様式に手書きした医療意見書の提出が減少していること等から、今年度より紙様式の送付は行わないこととしました。

千葉市内の指定医療機関には、患者さんの該当する疾病の医療意見書を、厚生労働省ホームページからダウンロードして作成するよう依頼しております。

つきましては、**この用紙を医療機関へ提示し、医療意見書の作成を依頼**してください。

○医療機関の皆様へのお願い

医療意見書は、患者さんの該当する疾病のものを、下記ホームページからダウンロードして作成してください。（院内システムにより作成していただいても構いません）

作成いただいた医療意見書は、紙に印刷したものを患者さんへ交付してください。

【掲載ページ】

- 1 厚生労働省ホームページ（小児慢性特定疾病のページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54048.html

- 2 小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/>

医療意見書 小慢 検索

※医療意見書の紙様式の送付の取りやめについて、詳細は令和8年2月24日付け7千保健支第1408号でお知らせしております。

【お問い合わせ先】

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課難病対策班 電話番号：043-238-9968

※医療意見書作成上の注意点

○医療意見書を記載できるのは、「小児慢性特定疾病指定医」です。

○申請日から起算して3か月以内に記載されたものが有効となります。

「重症患者認定」に関するよくあるご質問

Q. 医療意見書の「小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に該当」の項目は、対象疾病の重症度で判断してよいのか。

A. 対象疾病の重症度ではなく、「小児慢性特定疾病 重症患者認定基準」に該当するかで、判断していただくようお願いいたします。「小児慢性特定疾病 重症患者認定基準」は、下記ホームページに掲載されています。

小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/assist/accreditation>

小慢 重症患者 検索